

中医協及び診療報酬改定に係る 調査等の契約状況参考資料

○第18回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査及び報告等業務

（一般競争入札（総合評価落札方式））

・入札公告	1
・調査要綱	3
・入札説明書	7
・仕様書	41

○平成22年度診療報酬改定結果検証に係る調査（平成22年度調査）

業務その1（随意契約（企画競争））

・公示	52
・企画提案書募集要領	55
・仕様書	58

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年3月15日

支出負担行為担当官
厚生労働省保険局長 外口 崇

1 調達内容

(1) 調達件名

第18回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査及び報告等業務

(2) 調達件名の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成24年3月30日までとする。

(4) 入札方法

総合落札方式にて入札に付す。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数切り捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「役務の提供等」のうち営業品目が「調査・研究」でA、B又はC等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 医療を専門分野とするシンクタンク又は医療分野の調査の実績のあるシンクタンクであること。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

3 企画提案書及び入札書の提出場所等

- (1) 企画提案書及び入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省保険局医療課 保険医療企画調査室企画調査係（担当 平山）

TEL 03-5253-1111 内線3287

- (2) 企画提案書の受領期限
平成23年3月30日(水) 午後5時まで
- (3) 入札書の受領期限
平成23年4月6日(水) 午後2時30分まで
- (4) 開札の日時及び場所
平成23年4月6日(水) 午後3時30分
東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎第5号館 1階入札室(会計課管理室横)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び必要書類を受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、入札者の作成した当該書類は、厚生労働省において審査するものとし、採用し得ると判断した当該書類を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべきものの入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格を持って入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。
- (7) 詳細は入札説明書による。

第18回医療経済実態調査（医療機関等調査）要綱

1. 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。

2. 調査の内容

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局について、施設の概要、損益の状況、従事者の人員及び給与の状況等の調査を行う。

3. 調査の対象

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び1か月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

4. 調査の客体及び抽出方法

調査対象となる医療機関等から、それぞれ次の方法によって抽出した施設を調査客体とする。

(1) 病 院

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、DPC対象病院の指定を受けている病院と指定を受けていない病院に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている病院と行っていない病院に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、病床数が200床以上、200床未満に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

カ 第5の層化は、全国の都道府県を次の9の地域に分類し、この区分によって行う。

地 域	都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
北 陸	富山、石川、福井
近 畿	滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

キ 第6の層化は、全国を国家公務員の地域手当における級地区分の6区分とその他の地域に分類し、この区分によって行う。(級地区分については別紙参照)

ク 第7の層化は、一般病院(特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院を除く)、精神科病院(許可病床のすべてが精神病床であるもの)別に開設者(国立、公立、公的、医療法人、社会保険関係法人、その他法人、個人)ごとに分類し、この区分によって行う。

ケ 抽出率は、特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院については1/1、その他については1/3とする。

(2) 一般診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、入院患者の有無別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、主たる診療科別に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている一般診療所と行っていない一般診療所に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

カ 第5、第6の層化は、病院と同じ地域分類(第5、第6層化)によって行う。

キ 抽出率は1/20とする。

(3) 歯科診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2、第3の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。

エ 第4の層化は、常勤の歯科医師数を、1人、2人以上の区分に分類し、この区分によって行う。

オ 抽出率は1/50とする。

(4) 保険薬局

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1、第2の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。

ウ 第3の層化は、開設者（個人、法人）の別に分類し、この区分によって行う。

エ 抽出率は1/25とする。

5. 調査主体

中央社会保険医療協議会

6. 調査の時期

平成23年6月の1月間と平成23年3月末までに終了する直近の2事業年（度）の2年間について実施する。

7. 調査の事項

調査票に掲げる事項とする。

8. 調査の方法

(1) 調査は、郵送方式及びホームページを利用した電子調査方式により行う。

(2) 調査票の記入は、医療機関等管理者の自計申告の方法による。

9. 結果の公表

調査の結果については、中央社会保険医療協議会の議を経て、速やかに公表する。

級地・ 支給地域	都道府県	市町村名等
1級地	東京都	特別区
2級地 (20市)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 大阪府 兵庫県	取手市 和光市 成田市、印西市 武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、多摩市、稲城市、西東京市 鎌倉市、厚木市 大阪市、守口市、門真市 芦屋市
3級地 (27市)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 愛知県 大阪府 兵庫県 奈良県	つくば市 さいたま市、志木市 船橋市、浦安市、袖ヶ浦市 八王子市、立川市、府中市、昭島市、調布市、小平市、日野市 横浜市、川崎市、海老名市 名古屋市、刈谷市、豊田市 吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市、高石市 西宮市、宝塚市 天理市
4級地 (36市)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	水戸市、土浦市、守谷市 鶴ヶ島市 千葉市、市川市、松戸市、富津市、四街道市 三鷹市、青梅市、東村山市、あきる野市 横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、大和市 豊明市 鈴鹿市 大津市、草津市 京都市 堺市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、東大阪市 神戸市、尼崎市 奈良市、大和郡山市 広島市 福岡市
5級地 54市 1町	宮城県 茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県	仙台市 日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市 宇都宮市 川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、三郷市 茂原市、佐倉市、柏市、市原市、白井市 平塚市、秦野市、三浦郡葉山町 甲府市 静岡市、沼津市、御殿場市 瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市 津市、四日市市 守山市、栗東市 宇治市、亀岡市、京田辺市 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、羽曳野市、藤井寺市 伊丹市、三田市 大和高田市、橿原市
6級地 89市 18町	北海道 宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 福井県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 広島県 山口県 香川県 福岡県 長崎県	札幌市 名取市、多賀城市 龍ヶ崎市、筑西市 鹿沼市、小山市、大田原市 前橋市、高崎市、太田市 熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、草加市、久喜市、坂戸市、比企郡鳩山町、北埼玉郡北川辺町、 北葛飾郡栗橋町、北葛飾郡杉戸町 野田市、東金市、流山市、八街市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町 武蔵村山市 小田原市、三浦市 富山市 金沢市 福井市 長野市、松本市、諏訪市 岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市 浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市 豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、 東海市、知立市、愛西市、弥富市、西春日井郡豊山町、西加茂郡三好町 桑名市、名張市、伊賀市 彦根市、長浜市 向日市、相楽郡木津町 柏原市、泉南市、四條畷市、交野市、阪南市、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、南河内郡太子町 姫路市、明石市、加古川市、三木市 桜井市、香芝市、宇陀市、生駒郡斑鳩町、北葛城郡王寺町 和歌山市、橋本市 岡山市 廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町 周南市 高松市 北九州市、筑紫野市、春日市、太宰府市、前原市、福津市、糟屋郡宇美町、糟屋郡粕屋町 長崎市

入 札 説 明 書

第18回医療経済実態調査（医療機関等調査）
の調査及び報告等業務

厚生労働省保険局

厚生労働省保険局の入札公告（平成23年3月15日付）に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

I 入札及び契約に関する事項等

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 厚生労働省保険局長 外口 崇

2 調達内容

- (1) 件名 第18回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査及び報告等業務
- (2) 業務内容 別冊仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から平成24年3月30日
- (4) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、

- ① 入札者は、競争参加資格に関する書類、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び業務運営の具体的な方法、その質の確保の方法等（以下「業務の質等」という。）に関する書類（以下「企画提案書」という。）を提出すること。
 - ② 入札者は、別冊仕様書に定めるところにより、当該業務の履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。
 - ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ④ 入札者は、入札後、書類についての不明を理由として異議申し立てることができない。
- (5) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「役務の提供等」のうち営業品目が「調査・研究」でA、B又はC等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 医療を専門分野とするシンクタンク又は医療分野の調査の実績のあるシンクタンクであること。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 競争参加資格に関する書類の提出場所及び問い合わせ先
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省保険局医療課保険医療企画調査室企画調査係
電話 03-5253-1111（内線 3287）
（競争参加資格に関する書類の詳細については、別紙-3を参照のこと）
- (8) 競争参加資格に関する書類の提出期限
平成23年3月30日（水） 午後5時
（郵送の場合は、上記3（7）宛に提出期限までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をする必要がある。）

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省保険局医療課保険医療企画調査室企画調査係
電話 03-5253-1111 (内線 3287)

(2) 入札書の提出期限

平成23年4月6日(水) 午後2時30分

(3) 入札書の提出方法

- ① 入札書は別紙-1の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官 厚生労働省保険局長殿と記載)及び「平成23年4月6日開札 第18回医療経済実態調査(医療機関等調査)の調査及び報告等業務」に係る入札書在中」と朱書きしなければならない。
- ② 郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「平成23年4月6日開札 第18回医療経済実態調査(医療機関等調査)の調査及び報告等業務の入札書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記4(1)宛に入札書の受領期限までに到着するように送付しなければならない。
なお、電信、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ③ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- ④ 入札書の日付は、提出日を記入すること。

(4) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び企画提案書は無効とする。

(5) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(6) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の場合の署名を含む。)をしておくとともに、入札書の受領期限までに別紙-2の様式による委任状を上記4(1)宛に提出しなければならない。なお、開札において別の代理人が立ち会う場合は、開札当日に当該委任状を提出すること。
- ② 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

5 開札

(1) 開札の日時及び場所

平成23年4月6日(水) 午後3時30分
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎第5号館1階 入札室

(2) 開札時における注意点

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人の立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状(副代理人の場合)を提示又は提出しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官等が特にやむを得ない事情があると認められた場合のほか、開札場を退場することができない。

(3) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 競争参加資格の確認及び総合評価のための書類

① 提出書類及び部数は、別紙-3のとおりとする。

なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から上記の書類等に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

② 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

③ 提出された書類の返却、差替え（書類の追加含む。）及び再提出は認めない。

④ 支出負担行為担当官は、提出された書類を提出者に無断で目的以外に使用しない。

⑤ 虚偽又は不正の記載をしたと判断される書類は、評価の対象としない。

(3) 落札者の決定方法

総合評価落札方式とする。ただし、予算決算及び会計令第85条の規定に基づく基準額を設けるものとする。

① 本入札説明書4（3）及び上記（2）に従い書類・資料を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、本入札説明書において明らかにした業務の質等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札者の入札価格及び業務運営の具体的な方法、その質の確保等をもって申し込みをした内容が「総合評価の方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。ただし、基準額を設けているので、以下の事項について留意されたい。

(ア) 基準額を下回った入札者が落札の対象となった場合、入札執行者は入札者に対して「保留」を宣言し、予算決算及び会計令第86条に規定する調査を行い、落札者を後日決定し通知することとする。

(イ) 基準額を下回った入札を行った者は、評価得点が最も優れていた場合でも必ずしも落札者とはならないものとする。

(ウ) 基準額を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。

② 総合評価の数値が最も高い場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、総合評価の数値が最も高い者を落札者とする。

③ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

④ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭により通知するものとする。

⑤ 落札者が決定したときは、遅滞なく落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表する。

(4) 契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者

が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件

別紙-4の契約書(案)に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理してから、速やかに契約金額を支払う。

II 総合評価に関する事項等

1 調達の仕様

別冊仕様書のとおりとする。

2 総合評価に関する事項

別冊総合評価基準のとおりとする。

3 総合評価の方法

(1) 総合評価落札方式適用において評価対象となる項目は、別冊総合評価基準に明示され、評価は明示された評価項目に基づいて行う。

① 必須項目審査

入札参加者の提出した企画提案書の内容が、必須項目(最低限の要求項目)を満たしているか否かについて審査を行い、全ての必須項目を満たしているものについて、基礎点60点を付与する。なお、一つでも必須項目を満たしていない、又は必須項目について記載のない場合は不合格とする。

② 加点項目審査

必須項目審査において基礎点を付与された企画提案書について、加点項目審査を行う。加点項目評価は、入札参加者の提案した内容が、特に効果的と思われるものについて、各評価項目の評価基準によって、加点を付与する。

(2) 入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

基礎点と加点及び入札価格の得点を合計した得点より評価する。

4 企画提案書等の提出場所等

(1) 企画提案書等の提出場所及び問い合わせ先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省保険局医療課保険医療企画調査室企画調査係

電話 03-5253-1111 (内線 3287)

(企画提案書等の詳細については、別紙-3を参照のこと)

(2) 企画提案書等の提出期限

平成23年3月30日(水) 午後5時

(郵送の場合は、上記4(1)宛に提出期限までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をする必要がある。)

5 仕様書等の照会先

別冊仕様書に関する問い合わせ・照会先は、以下のとおり。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省保険局医療課保険医療企画調査室企画調査係

電話 03-5253-1111 (内線 3287)

◎ 様式等

- ・別紙－1 入札書作成様式
- ・別紙－2 委任状作成様式
- ・別紙－3 競争参加資格確認関係書類及び総合評価のための書類
- ・別紙－4 契約書（案）
- ・別 冊 仕様書
- ・別 冊 総合評価基準

入 札 書



件 名 : 第18回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査及び報告等業務

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所

商 号

代 表 者

印

代 理 人

印

支出負担行為担当官

厚生労働省保険局長 殿

委 任 状

(住所) _____

私は、(氏名) _____ 印 を代理人と定め下記
事項の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

(委任事項)：第18回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査及び報告等業務

平成 年 月 日

住 所

商 号

代 表 者

印

支出負担行為担当官

厚生労働省保険局長 殿

別紙－ 3

競争参加資格に関する書類及び企画書等

1 競争参加資格に関する書類

(1) 提出資料

- ① 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ② 資格等に係る証明書類等
- ③ 会社履歴書又はこれに類する書類

(2) 提出部数

各 2 部とする。

(3) 提出期限

平成 23 年 3 月 30 日（水） 午後 5 時

2 企画提案書等

(1) 提出資料

① 企画提案書

企画提案書は A 4 版縦長横書を原則とする。ただし、図等本様式に寄ることが困難である場合はこの限りではない。

企画提案書の作成に当たっては、別紙様式に基づいて作成することとし、以下の項目を網羅すること。

- ・ 企画提案書の提出について（様式－ 1）
- ・ 作業スケジュール（様式－ 2）
- ・ 調査実績（様式－ 3）
- ・ 業務体制（様式－ 4）
- ・ 情報管理体制（様式－ 5）
- ・ 照会への対応（様式－ 6）
- ・ 有効回答率の向上（様式－ 7）
- ・ 電子調査票の活用（様式－ 8）
- ・ 調査データの精査（様式－ 9）
- ・ 調査結果の分析方法に関する提案（様式－ 10）
- ・ 報告書の作成に関する提案（様式－ 11）
- ・ 調査全体を通じての提案（様式－ 12）

② その他関連する資料等

(2) 提出部数

各9部（会社名入り 正・副2部 会社名無し 7部）とする。

(3) 提出期限

平成23年3月30日（水） 午後5時

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
厚生労働省保険局長 殿

住 所 ○○県○○市○○
商号又は名称 ○○ 株式会社
代表者氏名 ○○ ○○ 印

第18回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査及び
報告等業務に係る企画提案書の提出について

第18回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査及び報告等業務の入札に関し、
仕様書を満たすことを証明するため、企画提案書を提出いたします。

(様式-2)

作業スケジュール

	平成23年									平成24年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(複数頁になっても可)

(様式-3)

調査実績

1. 医療分野における調査実績

調査名			
調査時期		客体数	
調査の概要			
受託業務の範囲			

調査名			
調査時期		客体数	
調査の概要			
受託業務の範囲			

2. 医業経営における調査実績

調査名			
調査時期		客体数	
調査の概要			
受託業務の範囲			

調査名			
調査時期		客体数	
調査の概要			
受託業務の範囲			

3. その他の調査実績

調査名			
調査時期		客体数	
調査の概要			
受託業務の範囲			

調査名			
調査時期		客体数	
調査の概要			
受託業務の範囲			

(様式-4)

業務体制

1. 業務に携わる担当者の資質

氏名	所属・役職	担当業務	本業務に関する資格・経験等
			(医療分野、会計経理、統計調査の資格・経験等を記入してください。)

2. 実施体制・役割分担

業務内容	延べ人数(日数×人数)
	(各工程毎に延べ人数を記入してください。)

3. 厚生労働省からの要望に対する対応

--

(様式－5)

情報管理体制

1. 適切な体制の整備

管理体制

2. 組織としての情報管理に関する取り組み

取組状況

3. 資格の有無

取得資格	内 容
(ISO等公的認証機関から認定された資格を記入してください。)	

(様式－6)

照会への対応

様式自由

(様式－7)

有効回答率の向上

(有効回答率の向上を図るための具体的な方法について記述してください。)

様式自由

(様式－8)

電子調査票の活用

様式自由

(様式－9)

調査データの精査

様式自由

(様式－10)

調査結果の分析方法に関する提案

様式自由

(様式－11)

報告書の作成に関する提案

様式自由

(様式－12)

調査全体を通じての提案

様式自由

契 約 書 (案)

第18回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査及び報告等業務（以下「委託業務」という。）を実施するため、委託者支出負担行為担当官 厚生労働省保険局長 外口崇 を甲とし、受託者〇〇〇〇長〇〇〇〇を乙として、次の条項により契約を締結する。

第1条 乙は、別紙「第18回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査及び報告等業務に係る仕様書」に基づき、委託業務を行うものとする。

第2条 甲及び乙は、この契約に定める条項を誠実に履行するものとする。

第3条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、様式（1）による事業計画書を作成し、甲の承認を受けるものとする。

2 やむを得ない事情により事業計画の全部又は一部を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときも同様とする。

第4条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

2 乙は、再委託をする場合には、様式（2）により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りではない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

第5条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第4条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式（3）の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

第6条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式（4）の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、様式（4）の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式（5）により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

第7条 乙は、第3条の規定により、甲の承認を受けた事業計画に従い、委託業務を実施するものとする。

第8条 甲は、金〇〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇〇〇円）の範囲内でこの委託業務の実施に要した経費を乙に支払うものとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に105分の5を乗じて得た額である。

3 甲が支払うべき額を確定した後、乙は、官署支出官厚生労働省大臣官房会計課長（以下「官署支出官」という。）に精算払請求書を提出するものとする。この場合において、官署支出官は、乙から適法な精算払請求書を受理してから30日以内にこれをしなければならない。

ただし、乙が概算払による支払を要望する場合は、甲は乙の資力、委託業務の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

4 乙は、前項ただし書きの概算払を請求するときは、概算払請求書を官署支出官に提出するものとする。この場合において、官署支出官は乙から適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

第9条 官署支出官は、自己の責に帰すべき事由により、前条第3項及び第4項に定める期間内に支払わないときは、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年3.3%の割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

第10条 乙は、甲からこの委託業務についての必要な報告を求められたときは、速やかにこれを行うものとする。

第11条 乙は、この契約に基づく委託業務によって得た成果を甲の承認を受けな いで、これを公表してはならないものとする。

第12条 乙は、委託業務を実施するため、委託費により取得した物品は善良な管 理者の注意をもって管理するものとする。

2 乙は、委託費により取得した物品であって甲の指定するものについては、委託業務終了後、甲の指示に従うものとする。

第13条 乙は、委託業務を実施するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合

には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定めたものを甲に提出するとともに、その定めに従い、個人情報の漏えい、滅失、き損等の防止に努めなければならない。

2 乙は、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託業務の目的の範囲内で行うものとする。

3 乙は、個人情報が記録された資料等を甲の承諾無しに第三者（第4条に規定する再委託の相手先を含む。）に提供してはならない。第三者に提供する場合には、契約書において、第三者が個人情報の適切な管理のために必要な措置を行うことを明記するものとする。

4 乙は、個人情報が記録された資料等を、甲の承諾無しに複製し、又は複製してはならない。作業の必要上甲の承諾を得て複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。

5 乙は、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この委託業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはそれに従うものとする。

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除し、委託費の全部又は一部を支払わないことができるものとする。

(1) この契約に違反したとき。

(2) この委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約の解除を行った場合には、第8条第3項の規定により支払った額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

第15条 乙は、この委託費を他の経費と区別して経理するとともに、委託費の収支を明らかにする帳簿を備えるほか、その証拠書類を委託業務終了後5年間整理保管するものとする。

第16条 乙が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人（以下「特例民法法人」という。）の場合、この委託業務に係る支出明細書を様式(6)により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月8日のいずれか早い日までに甲及び整備法第95条の規定に基づきなお従前の例により特例民法法人の業務の監督を行う行政機関に報告するものとする。

第17条 乙は、委託業務の終了した日から起算して1か月を経過した日（第14

条 第1項の規定により委託契約の解除を行った場合には、当該解除を行った日から起算して1か月を経過した日）又は平成23年4月9日のいずれか早い日までに様式（7）による事業実績報告書を作成し、甲に提出するものとする。

第18条 乙は、精算の結果、第8条第3項の規定により支払いを受けた額に剰余を生じた場合には、その剰余金を甲の指示に従って返納するものとする。

第19条 この委託業務の委託期間は、契約を締結した日から平成23年3月30日までとする。

第20条 乙は、この委託業務が予定の期間内に完了しない場合、又は業務の遂行に重大な支障を来し、若しくは来すおそれのある事故等が発生した場合には、速やかにこの旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

第21条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第13項若しくは第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

第22条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合

に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第13

項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法

第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第23条 乙が前条の規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息を甲の指示に基づき支払わなければならない。

第24条 この契約に規定がない事項については、その都度甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

2 前項の規定による協議が整わない場合は、乙は甲の意見に従わなければならない。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

支出負担行為担当官

厚生労働省保険長 外 口 崇

支出負担行為
担当官厚生労働省〇〇長印

乙 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号

〇 〇 〇 〇 長 〇 〇 〇 〇

印

様 式 (1)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
厚生労働省保険局長 外口 崇 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

第18回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査及び報告等
業務に係る事業計画書及び経理計画書の提出について

標記について、次のとおり提出する。

1. 第18回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査及び報告等
業務事業計画書（別紙(a)のとおり)
2. 第18回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査及び報告等
業務経費明細書（別紙(b)のとおり)

別紙（a）

第18回医療経済実態調査（医療器関等調査）の調査及び報告等業務
事業計画書

- 1 事業概要
- 2 調査実施期間
- 3 物品納付
- 4 再委託について

別紙(b)

第18回医療経済実態調査(医療機関等調査)の調査及び報告等業務
経費明細書

(単位:円)

区 分	金 額	積 算 根 拠
合 計		

様式（2）

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

厚生労働省保険局長 外口 崇 殿

株式会社

代表取締役社長

再委託に係る承認申請書

契約書第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の事業者名及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託する必要性
4. 契約金額
5. その他必要とみられる事項

様式（3）

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

厚生労働省保険局長 外口 崇 殿

株式会社

代表取締役社長

再委託に係る変更承認申請書

契約書第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の事業者名及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 契約金額
5. その他必要とみられる事項

様式（４）

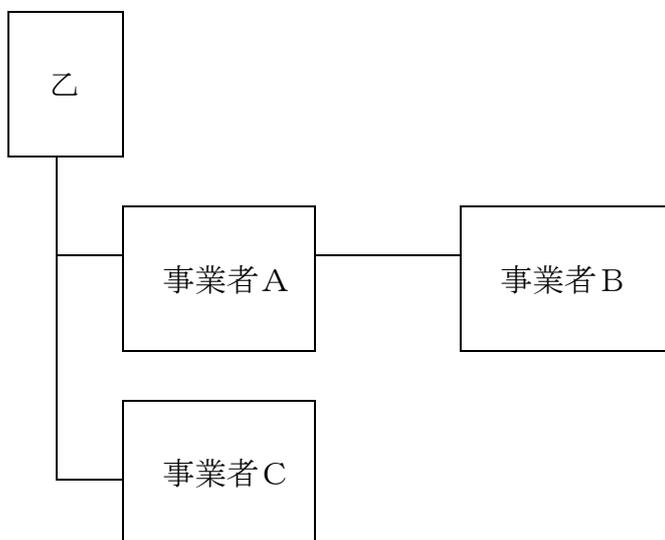
履 行 体 制 図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すこと。

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



様式（5）

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

厚生労働省保険局長 外口 崇 殿

株式会社

代表取締役社長

履行体制図変更届出書

契約書第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契 約 件 名
2. 変 更 の 内 容
3. 変更後の体制図

様式（6）

委託費支出明細書

1. 委託費の名称	第18回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査及び報告等業務	
2. 事業の目的及び内容		
(1)目的	医療機関等（病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局）における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的として実施する。	
(2)具体的な内容	医療機関等について、施設の概要、損益の状況、従事者の給料の状況等の調査を実施し、これを集計・分析し報告を行う。	
3. 委託先法人名称		
4. 委託費支出額	円(A)	
5. 委託における管理費		
(1)人件費	円	
(2)一般管理費	円	
(3)その他の管理費		
	内 容	金 額
		円
	合 計	円
	合 計	円
6. 外部への支出		
(1)外部の再委託されているものに関する支出		
	支 出 内 容	支 出 先
		金 額
		円
		円
		円
	合 計	円(B)
(2)(1)以外の支出		
	支 出 内 容	支 出 先
		金 額
	送 料	円
	通 信 費	円
		円
	合 計	円
7. その他		
	内 容	金 額
	消費税	円
		円
	合 計	円
8. 再委託の割合	% (B/A)	

様 式 (7)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
厚生労働省保険局長 外口 崇 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

第18回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査及び報告等
業務に係る事業実績報告書及び委託費精算書の提出について

標記について、次のとおり提出する。

1. 第18回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査及び報告等
業務事業実績報告書（別紙(a)のとおり)
2. 第18回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査及び報告等
業務委託費精算書（別紙(b)のとおり)

別紙（a）

第18回医療経済実態調査（医療器関等調査）の調査及び報告等業務
事業計画書

- 1 事業概要
- 2 調査実施期間
- 3 物品納付
- 4 再委託について

別紙(b)

第18回医療経済実態調査(医療機関等調査)の調査及び報告等業務

委託費精算書

(単位:円)

区 分	金 額	内 容

第18回医療経済実態調査（医療機関等調査）の
調査及び報告等業務に係る仕様書（案）

厚生労働省保険局

1. 件名

平成18回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査及び報告等業務

2. 目的

本調査は、昭和42年9月の中央社会保険医療協議会（以下「中医協」という。）の建議等に基づき、医療機関等（病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局）における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的として中医協が実施する。

3. 業務の概要

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局について、施設の概要、損益の状況、従事者の人員及び給料の状況等の調査を実施し、これを集計・分析し報告を行う。

4. 調査対象期間

調査の対象となる期間は、平成23年6月及び平成23年3月末までに終了する直近の2年間の事業年（度）とする。

5. 調査の対象

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設定される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び1か月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

6. スケジュール

平成23年	4～5月	調査票の印刷、発送、相談受付機関の設置
	6月	調査の実施、Webサイトの開設、回答喚起
	7月	調査票の提出期限、回答喚起
	8月	調査票未提出客体への督促、調査票の集計、分析
	9月	報告書の作成、納品
平成24年	1月	金券（謝金）の発送
	3月	追加報告書納品

7. 委託期間

契約締結日から平成24年3月30日（金）

8. 業務の範囲

本調査における業務の範囲は以下の通りとし、これを一括委託する。

(1) 調査票等の印刷（～5月中旬）

- ・当省が提供する調査票データファイルを基に調査票等のサンプルを作製し、当省に納品すること。
- ・調査票等のサンプルを納品後、必要部数印刷すること。

(2) 調査票等一式の発送（5月下旬）

- ・調査票等発送に係る郵送料等は契約者が負担すること
- ・当省が提供する調査客体名簿を基に、調査票の表紙に貼付する宛名シールを印刷すること。
- ・調査票の表紙に貼付した宛名シールが見えるように調整された窓開き封筒を必要数用意すること。
- ・発送用封筒、返信用封筒を印刷すること。
- ・調査票等一式（返信用封筒を含む）の封入、封緘を行うこと。
- ・封入、封緘終了後、速やかに調査客体宛に送付すること。
- ・電子メールを活用した調査票の発送（発信）も可能とする。ただし、その場合は関係者以外がアクセスできない措置を講ずると共に漏洩及び不正アクセスの防止に努めるなど、安全措置を講じること。

(3) 質問等に対する対応（5月中旬～9月中旬）

- ・調査内容等に関する相談受付機関（相談室）を設けること。
- ・質問の対応に関しては、専用の電話・FAX回線（フリーダイヤル）を設置し、相談対応マニュアルを作成の上相談業務を行うこと。
- ・調査客体から調査票の電子ファイルの紛失等による再送付の要請があった場合、速やかに（1）により保管してある予備の調査票一式を再送付するか、若しくは電子メールにより送信すること。
- ・質問及びそれに対する回答内容等の一覧を作成し、定期的に報告すること。
- ・相談室の設置期間は、調査票の送付からの回収終了（8月末予定）までの期間とすること。

(4) 調査票の回収、回答喚起、督促（6月～8月）

- ・調査票回収、回答喚起、督促に係る郵送料等は契約者が負担すること。
- ・調査票は契約者が回収すること。
- ・インターネット上にWebサイトを開設し、オンラインによる調査票の配付・回収等を行うこと。その場合は関係者以外がアクセスできない措置を講ずると共に漏洩及び不正アクセスの防止に努めるなど、安全措置を講じること。
- ・調査票の回収状況の一覧を作成し、定期的に報告すること。
- ・調査票の提出の督促は、次のとおり行い、調査票の回収に最善を尽くすこと。

○文書（6月及び7月）

○はがき（8月）

上記による督促については、督促前に当省にサンプルを納品すること。

○電話（8月）

(5) 調査票の受付、データ化、照会等（7月～9月）

- ・回収された調査票は、受付年月日及び受付番号を付し、管理すること。
- ・受付された調査票のうち、一部又は全部が無記入のものについては、調査客体に電

話等にて連絡の上、必要に応じ返戻又は修正を行うこと。

- ・調査票の記入内容を入力しデータ化を行うこと。
- ・入力データに対し、以下のチェックを行うこと。
 - 個別チェック：各入力項目の不正入力の確認
 - 数値チェック：調査票データの数値属性の確認
 - 関連チェック：調査項目間の整合性の確認
- ・上記に適合しない調査票を抽出し、調査客体に電話等にて照会の上適宜修正すること。その上で、なお適合しないものについては集計対象から除外すること。
- ・今回調査対象となった客体で、前回調査においても集計対象となっている場合、当省が提供する前回のデータとマッチングを行い、経営状況を分析し、変動の大きな場合は確認を行うこと。
- ・その他、データ作成に関するチェックは当省と協議し行うこと。

(6) 調査票の集計及び報告書の作成等（8月～9月）

- ・調査データの集計を行う。効率的な実施のため、処理用プログラムを作成すること。
- ・前回調査の報告様式を基に当省と協議の上、調査の目的に合致する報告書を作成すること。
- ・報告書の集計区分は次のとおりとする（別紙1参照）。なお、集計区分等の変更により、前回調査の調査結果の再集計が必要な場合または報告様式が変更となる場合には、当省と協議の上対応すること。

集計1：医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の医療機関の集計

集計2：調査に回答した全ての医療機関等の集計

（医療機関等別の集計区分）

病院：集計1、集計2

病院以外の医療機関等：集計2

- ・平成23年9月末までに集計・報告する項目は次のとおりとする
なお、集計項目の変更及び追加等には、当省と協議の上対応すること。

① 基本集計

- ・病院

I 医業収益（入院診療収益、特別の療養環境収益、外来診療収益、その他の医業収益）

II 介護収益（施設サービス収益・居宅サービス収益、（再掲）短期入所療養介護分、その他の介護収益）

III 医業・介護費用（給与費、医薬品費、給食用材料費、診療材料費・医療消耗器具備品費、委託費、減価償却費、（再掲）建物減価償却費、（再掲）機器減価償却費、設備関係費、経費、その他の医業費用

医療
耗

IV 損益差額（I + II - III）

V その他の医業・介護関連収益

VI その他の医業・介護関連費用

VII 総損益差額（IV + V - VI）

- VIII 税金
- IX 税引後の総損益差額 (VII - VIII)
- ・一般診療所
 - I 医業収益 (保険診療収益、(再掲)入院診療収益、(再掲)外来診療収益、公害等診療収益、その他の診療収益、その他の医業収益)
 - II 介護収益 (施設サービス収益、居宅サービス収益、(再掲)短期入所療養介護分、その他の介護収益)
 - III 医業・介護費用 (給与費、医薬品費、材料費、委託費、減価償却費、(再掲)建物減価償却費、(再掲)医療機器減価償却費、その他の医業・介護費用)
 - IV 損益差額 (I + II - III)
 - V 税金
 - VI 税引後の総損益差額 (IV - V)
- ・歯科診療所
 - I 医業収益 (保険診療収益、労災等診療収益、その他の診療収益、その他の医業収益)
 - II 介護収益 (居宅サービス収益、その他の介護収益)
 - III 医業・介護費用 (給与費、医薬品費、歯科材料費、委託費、減価償却費、(再掲)建物減価償却費、(再掲)医療機器減価償却費、その他の医業・介護費用)
 - IV 損益差額 (I + II - III)
 - V 税金
 - VI 税引後の総損益差額 (IV - V)
- ・保険薬局
 - I 収益 (保険調剤収益、公害等調剤収益、その他の薬局事業収益)
 - II 介護収益 (居宅サービス収益、その他の介護収益)
 - III 費用 (給与費、医薬品等費、委託費、減価償却費、(再掲)建物減価償却費、(再掲)調剤用機器減価償却費、その他の経費)
 - IV 損益差額 (I + II - III)
 - V 税金
 - VI 税引後の総損益差額 (IV - V)
- ② 機能別集計等
 - ・特定機能病院の損益状況
 - ・歯科大学病院の損益状況
 - ・DPC対象病院の損益状況
 - ・こども病院の損益状況
- ③ 入院基本料等別の損益状況
 - ・一般病棟入院基本料料算定病院の損益状況
 - ・療養病棟入院基本料料算定病院の損益状況
 - ・結核病棟入院基本料料算定病院の損益状況

- ・精神病棟入院基本料料算定病院の損益状況
- ・特定機能病院入院基本料算定病院（一般病棟）の損益状況
- ・特定機能病院入院基本料算定病院（結核病棟）の損益状況
- ・特定機能病院入院基本料算定病院（精神病棟）の損益状況
- ・専門病院入院基本料算定病院の損益状況
- ・障害者施設等入院基本料算定病院の損益状況
- ・特殊疾患別入院料算定病院の損益状況
- ④ 一般病院 病床規模別の損益状況
- ⑤ 一般病院 100床あたりの損益状況
- ⑥ 一般診療所 主たる診療科別の損益状況
- ⑦ 院外処方率別の損益状況
- ⑧ 保険薬局 後発医薬品割合別の損益状況
- ⑨ 保険薬局 調剤報酬等の算定状況別の損益状況
- ⑩ 職種別常勤職員1人平均給料月（年）額等
- ⑪ 一般病院 職種別常勤職員1人平均給料月額推移
- ⑫ 療養病床を有する病院の損益状況
- ⑬ 療養病床を有しない病院の損益状況
- ⑭ 損益率の分布
- ⑮ 地域別の損益状況（国家公務員地域手当、生活保護、介護保険の区分別）
- ⑯ 事業年（度）の分布
- ⑰ 45度の分布
- ⑱ 階級別の分布
- ⑲ 主な集計項目の中央値及びヒストグラム分析
- ⑳ 参考集計

青色申告を行った個人立の一般診療所及び歯科診療所として、調査項目の記入を省略して提出された調査票について、基本集計とは別に参考として集計を行うこと。集計項目については、当省と協議の上すること。

- ・上記の集計結果に基づく報告書を作成し、平成23年9月末までに当省に納品すること。
- ・以下の項目については、追加報告書として平成24年3月末までに当省に納品すること。

- ① 資産・負債の状況
- ② 消費税課税対象外費用額

(7) 計算結果の分析（8月～9月）

- ・集計データの分析を行う。効率的な実施のため、処理用プログラムを作成すること。
- ・集計データについて、前回調査項目と今回調査項目の比較に加えて、報告に必要な分析を行うこと。
- ・中医協等の資料作成に必要な分析を当省と協議の上行うこと。

(8) 調査協力謝金の支払い（1月）

- ・調査に協力した医療機関等に対して、金券（商品券等）を送付すること。金券の単価については当省と協議の上決定すること。

9. 企画提案書の作成

入札説明書に記載する別紙様式に基づいて作製すること。

10. 納入物等

(1) 納入物

- ・調査結果報告書（分析結果を含む）
- ・回収した調査票
- ・次のデータを記録した電子媒体
 - ①調査協力客体名簿
 - ②調査票の個別入力データ
 - ③調査票の集計結果
 - ④調査結果報告書（分析結果を含む）

(2) 納入期限

- ・報告書：平成23年9月30日（金）
- ・上記以外：平成24年3月30日（金）

(3) 納入場所

厚生労働省保険局医療課保険医療企画調査室

11. その他

(1) 当該調査の情報保護及び管理体制

- ・委託業者は、当該調査によって取得した医療機関に係る情報を他の者に漏らしてはならない。
- ・委託業者は、当該調査に係る委託契約期間終了後、保険局医療課に確認の上、速やかに入手した情報について消去又は廃棄すること。

(2) 委託事業の再委託

- ・委託業者は、当該調査に係る委託事業の全部を一括して再委託してはならない。
- ・委託業者は、当該調査に係る委託事業の履行を確保するため、事業の一部を再委託する場合は、あらかじめ、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額を示すこと。

(3) 記載事項以外

- ・本仕様書に記載されていない事項は、その都度当省と協議の上決定すること。
- ・中央社会保険医療協議会等において、調査の仕様の変更等が求められた場合には、仕様の変更等が必要になるので留意すること。

集計区分について

区 分	医業・介護収益に占める介護収益の割合が 2%未満の医療機関等の集計	調査に回答した全ての医療機関等の集計
病 院	集計1	集計2
一般診療所		
歯科診療所		
保険薬局		

●印刷物の仕様について

NO	種 類						
			用紙のサイズ	製本方法	頁 数	部 数	その他(色)
1	調査票	病院	A4(両面)	中とじ	8	3,300	グリーン
		一般診療所	〃	〃	7	3,500	ライトグリーン
		歯科診療所	〃	〃	7	1,400	ラベンダー
		保険薬局	〃	〃	6	1,800	アイホリー
2	記入要領	病院	〃	中とじ	16	3,300	グリーン
		一般診療所	〃	〃	27	3,500	ライトグリーン
		歯科診療所	〃	〃	25	1,400	ラベンダー
		保険薬局	〃	〃	12	1,800	アイホリー
3	補助票 (減価償却資産調 記入票)	一般診療所	〃	中とじ	6	3,500	ライトグリーン
		歯科診療所	〃	〃	6	1,400	ラベンダー
		保険薬局	〃	〃	6	1,800	アイホリー
4	計算用 (給与費・その他の医業費用)	一般診療所	〃	A3半折	3	3,500	ライトグリーン
		歯科診療所	〃	〃	3	1,400	ラベンダー
		保険薬局	〃	〃	3	1,800	アイホリー
5	調査票記入例	病院	〃	A3半折	4	3,300	薄桃
		一般診療所	〃	〃	4	3,500	〃
		歯科診療所	〃	〃	4	1,400	〃
		保険薬局	〃	〃	3	1,800	〃
6	封筒(発送用)	共通	335mmX240mm (窓開き)	単票	単	9,300	茶
7	調査要綱	共通	A4(両面)	A3半折	4	400	白
8	調査要綱(別紙)	共通	A4(片面)	単票	単	400	白
9	協力依頼文(開設者・管理者宛)	共通	A4(両面)	単票	2	9,300	白
10	封筒(返信用)	共通	335mmX240mm	単票	単	9,300	茶
11	ホームページ開設文	共通	A4(片面)	単票	単	9,300	白
12	ホームページ開設文兼督促依頼状①	共通	A4(両面)	単票	3	9,300	白
13	督促依頼状②	共通	A4(片面)	単票	単	9,300	白
14	封筒(HP開設・督促・謝金用)	共通	長3	単票	単	24,300	茶
15	督促ハガキ	共通	ハガキ	単票	単	4,000	白
16	謝金同封札状	共通	A4(片面)	単票	単	5,700	白

(注) 「頁数」は、表紙を含む数である。

【総合評価基準】第18回医療経済実態調査(医療機関等調査)の調査及び報告等業務

(価格点:技術点=1:2、得点配分 価格点100、技術点200)

I 価格点

価格点=(1-入札価格/予定価格)×100点

II 技術点

業者名 ()

評価項目	様式	評価基準	基礎点 (必須)	加点				評価点	
				A	B	C	D		
1. 作業スケジュール	様式-2	作業スケジュールに無理はなく、実現可能か	10	-	-	-	0		*2
2. 調査実績	様式-3								
医療分野における調査実績		医療分野における調査、研究等の実績があるか	10	-	-	-	0		*2
医療経営における調査実績		医療経営における豊富な調査、研究等の実績があるか A:豊富にある B:多少ある C:ほとんどない D:全くない	-	10	6	2	0		*2
その他実績より、見込まれる本調査への貢献度		上記以外の実績から、本調査業務の運営に貢献することが見込まれるか A:大きく貢献する B:貢献する C:ほとんど貢献しない D:全く貢献しない	-	5	3	1	0		*2
3. 業務体制	様式-4								
業務に携わる担当者の資質①		医療分野に関する専門知識、調査の経験のある担当者をそろえているか	5	-	-	-	0		*2
業務に携わる担当者の資質②		医療経営(会計・経理)に関する専門知識、調査の経験のある担当者をそろえ、本調査業務の運営に貢献することが見込まれるか A:大きく貢献する B:貢献する C:ほとんど貢献しない D:全く貢献しない、又は経験のある担当者がいない	-	5	3	1	0		*2
業務に携わる担当者の資質③		統計調査に関する専門知識、調査の経験のある担当者をそろえ、本調査業務の運営に貢献することが見込まれるか A:大きく貢献する B:貢献する C:ほとんど貢献しない D:全く貢献しない、又は経験のある担当者がいない	-	5	3	1	0		*2
実施体制・役割分担		調査事業を遂行可能な人数の確保及び役割分担が明確にされているか	5	-	-	-	0		*2
厚生労働省からの要望等に対する体制		厚生労働省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか A:十分備わっている B:備わっている C:ほとんど備わっていない D:全く備わっていない	-	10	3	1	0		*2
4. 情報管理体制	様式-5								
適切な体制の整備		情報管理に対して、適切な体制が整えられているか	10	-	-	-	0		*2
組織としての情報管理に関する取り組み		組織として情報管理に関する効果的な取り組みがあるか A:非常に効果的な取り組みを行っている B:効果的な取り組みを行っている C:取り組みを行っている D:取り組みを行っているが効果的ではない、又は行っていない	-	5	3	1	0		*2
資格の有無		ISO等公的認証機関から認定された資格があるか A:資格がある D:資格がない	-	5	3	1	0		*2
5. 照会への対応	様式-6								
適切な体制の整備		調査客体からの照会について、適切に対応できる体制が整えられているか	5	-	-	-	0		*2
きめ細かな対応への方策		調査客体からの照会について、きめ細やかな対応を行うための提案がなされているか A:非常にきめ細やかな対応のとれる提案がなされている B:きめ細やかな対応がとれる提案がなされている C:提案がなされている D:提案がなされているが雑である、又は提案がなされていない	-	10	6	2	0		*2

6. 有効回答率向上	様式-7	提案された有効回答率向上の方策は有用な提案なものか A: 非常に有用な提案がなされている B: 有用な提案がなされている C: 提案がなされている D: 提案がなされているが有用でない、または提案がない	-	15	10	5	0		*1
7. 電子調査票の活用	様式-8								
電子調査票を活用		電子調査票を活用した提案となっているか	5	-	-	-	0		*1
電子調査票ソフトについて		電子調査票のソフトについて、正確かつ迅速な集計を可能とするものになっているか A: 正確かつ迅速な集計が可能であり、万全な集計が期待できる B: 正確かつ迅速な集計が可能であり、期待できる C: 正確な集計が可能である D: 正確かつ迅速な集計が期待できない	5	-	-	-	0		*1
電子調査票による情報の保護		電子調査票を活用する上で、万全なセキュリティ体制がとられているか	5	-	-	-	0		*1
電子調査票が調査客体にとって利便性の高い提案となっているか		電子調査票の利用方法が調査客体にとって便利で利用しやすい内容となっているか A: 非常に便利で利用しやすい内容となっている B: 便利で利用しやすい内容となっている C:それほど便利な内容ではない D: 利用しづらい内容となっている	-	10	6	2	0		*1
他に電子調査票を利用した提案で本調査に有用な提案がなされているか		電子調査票の利用促進が見込まれる有用な提案がなされているか A: 非常に有用な提案で、多数の電子調査票の活用が見込める B: 有用な提案がなされている C: 提案がなされている D: 提案がなされているが効果が期待できない、又は提案がない	-	10	6	2	0		*1
8. 調査データの精査(データチェック及びデータクリーニングについて)	様式-9	回答結果の精度向上のため、多段階にわたるデータチェック及びデータクリーニングについて有用な提案がなされているか A: 非常に有用な提案がなされている B: 有用な提案がなされている C: 提案がなされている D: 提案がなされているが有用でない、または提案がない	-	10	6	2	0		*1
9. 調査結果の分析方法に関する提案	様式-10	調査結果の分析方法について本調査に有用な提案がなされているか A: 非常に有用な提案がなされている B: 有用な提案がなされている C: 提案がなされている D: 提案がなされているが有用でない、または提案がない	-	15	10	5	0		*1
10. 報告書の作成に関する提案	様式-11	報告書の作成に関して、本調査に有用な提案がなされているか A: 非常に有用な提案がなされている B: 有用な提案がなされている C: 提案がなされている D: 提案がなされているが効果が期待できない、又は提案がない	-	15	10	5	0		*1
11. 調査全体を通じての提案	様式-12	その他、本調査に有用な提案がなされているか A: 非常に有用な提案がなされている B: 有用な提案がなされている C: 提案がなされている D: 提案がなされているが効果が期待できない、又は提案がない	-	10	6	2	0		*1

合計	0
----	---

*1	技術点(創造性、新規性等)	100 / 200点
*2	技術点(価格と同等に評価できる項目)	100 / 200点
	合計	200 / 200点

基礎点	60点
加点	140点
合計	200点

採点者(委員名)

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成22年6月11日

支出負担行為担当官
厚生労働省保険局長
外口 崇

1 企画競争に付する事項

平成22年度診療報酬改定結果検証に係る調査（平成22年度調査）業務その1

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）の「役務の提供等」において、「A」又は「B」等級に格付され、関東・甲信越の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 医療を専門分野とするシンクタンク又は医療分野の調査研究の実績があるシンクタンクであること

3 契約候補者の選定

別添1「平成22年度診療報酬改定結果検証に係る調査（平成22年度調査）業務その1に係る企画提案書募集要領」に基づき提出された企画提案書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4 企画競争の内容を示す日時及び場所

- (1) 日時 平成22年6月11日（金）～6月25日（金）
平日10時00分～12時00分、14時00分～17時00分
- (2) 場所 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
厚生労働省保険局医療課企画法令第2係
TEL：03-5253-1111（内線3276）
FAX：03-3508-2746

5 企画提案書等の提出に対する質問の受付

質問は、FAX（A4、様式自由）又はe-mailにて受け付ける。

(1) 受付先 下記記載の【本件担当、連絡先】

(2) 受付期間 平成22年6月28日（月）までの10時00分～17時00分

6 企画提案書等の提出期限等

(1) 提出期限 平成22年6月29日（火）17時00分

(2) 提出先 4（2）に同じ

(3) 提出方法 直接提出（持参）とする。

ただし、受付は平日（10時～12時、14時～17時）のみとする。

(4) 提出書類

企画書 正1部、写し7部

競争入札参加資格証明書

7 企画提案書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

8 企画提案書について

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 企画提案書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、企画競争に参加できないものとする。

(4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(5) 企画提案書の取扱い

○ 提出された企画提案書は、発注者の許可なく公表又は使用してはならない。

○ 提出された企画提案書は返却しない。

○ 提出された企画提案書及びその複製は、委託業者の選定作業以外に提出者に無断で使用しないものとする。

○ 企画提案書の提出後においては、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載された配置予定の担当者は原則として変更できない。

ただし、病気休暇、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当該担当者と同等以上の担当者が発注者が認める者でなければいけない。

(6) 企画提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了承なく公表又は使用してはならない。

9 その他

詳細は、別添1「平成22年度診療報酬改定結果検証に係る調査（平成22年度調査）業務その1に係る企画提案書募集要領」による。

【本件担当、連絡先】

住 所：東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

担 当：厚生労働省保険局医療課企画法令第2係 松本

電 話：03-5253-1111（内線3276）

FAX：03-3508-2746

平成22年度診療報酬改定結果検証に係る調査（平成22年度調査）
業務その1に係る企画提案書募集要領

1 総則

平成22年度診療報酬改定結果検証に係る調査（平成22年度調査）業務その1に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務の概要

本業務の内容は、別添2「平成22年度診療報酬改定結果検証に係る調査（平成22年度調査）業務その1に係る企画提案書作成のための仕様書」のとおりとする。

3 予算額

業務予算額は、28,000千円（消費税及び地方消費税額を含む）以内を予定している。

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）の「役務の提供等」において、「A」又は「B」等級に格付され、関東・甲信越の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 医療を専門分野とするシンクタンク又は医療分野の調査の実績があるシンクタンクであること。

5 企画提案書募集に関する質問の受付

(1) 受付先

東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
厚生労働省保険局医療課企画法令第2係 松本
TEL：03-5253-1111（内線3276）
FAX：03-3508-2746
e-mail：matsumoto-masao@mhlw.go.jp

(2) 受付期間

平成22年6月28日（月）までの10時～17時

(3) 受付方法

FAX（A4版、様式自由。以下同様。）又はe-mailにて受け付ける。

6 企画提案書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出資料

① 企画提案書

- ・ 企画提案書の提出について（様式－1）
- ・ 作業スケジュール（様式－2）
- ・ 調査実績（様式－3）
- ・ 業務体制（様式－4）
- ・ 情報管理体制（様式－5）
- ・ 調査検討委員会に関する提案（様式－6）
- ・ 調査方法に関する提案〔調査事項毎〕（様式－7）
- ・ 調査項目に関する提案〔調査事項毎〕（様式－8）
- ・ 調査客体に関する提案〔調査事項毎〕（様式－9）
- ・ 調査票の様式等に関する提案（様式－10）
- ・ 回収調査票の精査（様式－11）
- ・ 照会への対応（様式－12）
- ・ 有効回答率の向上（様式－13）
- ・ 調査結果の分析方法に関する提案（様式－14）
- ・ 報告書の作成に関する提案（様式－15）
- ・ 調査全体を通じての提案（様式－16）

② その他関連する資料等

③ 費用見積（調査項目ごとの概算費用及び共通経費の概算費用）

(2) 企画提案書の提出について

平成22年度に実施することとしている平成22年度診療報酬改定結果検証に係る調査（平成22年度調査）業務その2と本業務と両方の業務について企画提案書を提出する場合にあっては、上記(1)実施体制における担当者等が重複することのないよう配慮すること。

(3) 提出期限等

① 企画提案書提出の意向（提出予定又は提出辞退）の連絡及び質問の受付期限等

平成22年6月28日（月）17時までに5の（1）の宛先に、FAX又はe-mailにより連絡すること。

なお、企画提案書作成に当たり質問等がある場合は、6月28日（月）17時まで、FAX又はe-mailにて受け付ける。

② 企画提案書の提出期限等

平成22年6月29日（火）17時までに5の（1）の宛先に提出すること。

7 評価の実施

- (1) 「平成22年度診療報酬改定結果検証に係る調査（平成22年度調査）業務その1に係る企画提案書等評価基準及び採点表」に基づき、提出された企画提案書等について評価を行い、業務の目的に合致し、かつ最も評価の高い企画提案書等を提出した一者を選定し、契約候補者とする。
- (2) 企画提案書の審査結果については、平成22年7月14日（水）までに、企画提案書の提出者に厚生労働省保険局医療課より通知する。

平成 2 2 年度診療報酬改定結果検証に係る調査
(平成 2 2 年度調査) 業務その 1
に係る企画提案書作成のための仕様書

厚生労働省保険局

1 件名

平成22年度診療報酬改定結果検証に係る調査（平成22年度調査）業務その1

2 目的

中央社会保険医療協議会診療報酬改定結果検証部会（以下、「検証部会」という。）において策定された別紙「平成22年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（平成22年度調査）の実施について」に基づき、特別調査（平成22年度調査）を実施し、検証部会における平成22年度診療報酬改定の結果検証のための資料を得ることを目的とする。

3 業務の概要

以下に掲げる事項に係る調査の実施、調査項目ごとに集計・分析した報告書の作成を行うものとする。

なお、調査の実施に当たっては、必要に応じて関係学会等と共同して行うものとする。

(1) 救急医療等の充実・強化のための見直しの影響調査

平成22年度改定における新生児集中治療や小児救急医療の評価、急性期後の受け皿としての後方病床機能の評価などが、救急医療等の充実・強化に与えた影響を調べるため、これらに関連した入院料等を算定している保険医療機関における診療体制や診療内容、患者の状況、他の医療機関との連携状況などについて調査を行う。

(2) 外来管理加算の要件見直し及び地域医療貢献加算創設の影響調査

平成22年度改定で算定要件の見直しを行った「外来管理加算」、休日・夜間等の標榜時間外においても患者からの問い合わせ等に対応できる体制の整備を評価する観点から創設された「地域医療貢献加算」について、保険医療機関の診療体制・診療内容の現状、患者の意識等の調査を行う。

4 調査の対象

上記3に掲げる調査毎に、以下の条件により抽出した保険医療機関等を調査対象とする。なお、調査客体数は、調査結果の精度を勘案の上、最低必要数を委託業者において設定するものとし、客体数及び具体的な設定の根拠については提案によるものとする。

(1) 救急医療等の充実・強化のための見直しの影響調査

救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、新生児特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料、小児入院医療管理料、救急搬送患者地域連携紹介加算、救急搬送患者地域連携受入加算、地域連携小児夜間・休日診療料等の算定を行っている保険医療機関

(2) 外来管理加算の要件見直し及び地域医療貢献加算創設の影響調査

外来管理加算については病院及び一般診療所、地域医療貢献加算については診療所

5 スケジュール

平成 22 年

6～7 月 調査機関の選定

8～9 月 調査検討委員会における調査設計、調査票等の検討
調査客体の選定

11～12 月 調査実施

平成 23 年

1 月 調査票回収、集計

2～3 月 調査結果取りまとめ

6 契約期間

契約締結日から平成 23 年 3 月 22 日（火）

7 業務の範囲

(1) 調査検討委員会の開催（調査設計時及び調査結果集計時の 2 回以上）

なお、調査検討委員会は委託業者、中央社会保険医療協議会委員（結果検証担当）、厚生労働省保険局医療課職員等により構成し、必要に応じ、関係学会等の参画を求めることとする。

(2) 調査要綱の作成

(3) 調査項目、調査票の設計

(4) 調査客体の抽出

(5) 調査の実施（郵送の場合）

①調査票、発送用封筒、返信用封筒の印刷

②返信用封筒への料金受取人払手続

③調査票封入・封緘、発送

④調査票回収（回収管理）、入力、データチェック、データクリーニング、集計、分析等）

※調査の実施に当たっては、インターネットを活用した調査も可能とする。

(6) 質問等への対応（問い合わせ受付事務局の設置）

(7) 調査結果報告書の作成

(8) 関係学会等と共同して調査を実施する場合の連絡調整

8 その他

(1) 納入期限

平成 23 年 3 月 22 日（火）

(2) 納入場所

厚生労働省保険局医療課

(3) 納入物

① 調査結果報告書（印字したもの及び電子媒体）各一式

② 回収した調査票

③ 入力データ（電子媒体）一式

(4) 当該調査の情報保護及び管理体制

- ① 委託業者は、当該調査により取得した医療機関及び患者等に係る情報を他の者に漏らしてはならないこと。
- ② 委託業者は、当該調査に係る委託契約期間終了後、保険局医療課に確認の上、速やかに入手した情報について消去又は廃棄すること。

(5) 委託事業の再委託

- ① 委託業者は、当該調査に係る委託事業の全部を一括して再委託してはならない。
- ② 委託業者は、当該調査に係る委託事業の履行を確保するため、事業の一部を再委託する場合は、あらかじめ、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額を示すこと。

(6) 仕様の変更

やむを得ない事情によりこの仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ申し出の上、保険局医療課への承認を得ること。

(7) 記載事項以外

本要領に記載されていない事項は、保険局医療課と協議すること。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
厚生労働省保険局長 殿

住 所 ○○県○○市○○
商号又は名称 ○○ 株式会社
代表者氏名 ○○ ○○ 印

平成22年度診療報酬改定結果検証に係る調査（平成22年度調査）
業務その1に係る企画提案書の提出について

平成22年度診療報酬改定結果検証に係る調査（平成22年度調査）業務その1に関し、仕様書を満たすことを証明するため、企画提案書を提出いたします。

(様式-2)

作業スケジュール

	平成22年								平成23年		
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(複数頁になっても可)

(様式-3)

調査実績

1. 医療分野における調査実績

調査名			
調査時期		客体数	
調査の概要			
受託業務の範囲			

調査名			
調査時期		客体数	
調査の概要			
受託業務の範囲			

2. その他の調査実績

調査名			
調査時期		客体数	
調査の概要			
受託業務の範囲			

調査名			
調査時期		客体数	
調査の概要			
受託業務の範囲			

(様式-4)

業務体制

1. 業務に携わる担当者の資質

氏名	所属・役職	担当業務	本業務に関する資格・経験等
			(医療分野等の資格・経験等を記入してください。)

2. 実施体制・役割分担

業務内容	延べ人数(日数×人数)
	(各工程毎に延べ人数を記入してください。)

3. 調査検討委員会からの要望に対する対応

--

(様式－5)

情報管理体制

1. 適切な体制の整備

管理体制

2. 組織としての情報管理に関する取り組み

取組状況

3. 資格の有無

取得資格	内 容
(ISO等公的認証機関から認定された資格を記入してください。)	

(様式－6)

調査検討委員会に関する提案

様式自由

(様式－7)

調査方法に関する提案

(調査事項毎に具体的に記述してください。)

様式自由

(様式－8)

調査項目に関する提案

(調査事項毎に具体的に記述してください。)

様式自由

(様式－9)

調査客体に関する提案

(調査事項毎に具体的に記述してください。)

様式自由

(様式－10)

調査票の様式等に関する提案

様式自由

(様式－11)

回収調査票の精査

様式自由

(様式－12)

照会への対応

様式自由

(様式－13)

有効回答率の向上

(有効回答率の向上を図るための具体的な方法について記述してください。)

様式自由

(様式－14)

調査結果の分析方法に関する提案

様式自由

(様式－15)

報告書の作成に関する提案

様式自由

(様式－16)

調査全体を通じての提案

様式自由

【評価基準】平成22年度診療報酬改定結果検証に係る調査(平成22年度調査)業務その1

業者名()

評価項目	様式	評価基準	配点			評価点
			A	B	C	
1. 作業スケジュール	様式-2	作業スケジュールに無理はなく、実現可能か A: 実現可能な提案である B: - C: 実現不可能な提案と思われる	5	-	0	/10
作業スケジュール実施の実現可能性		作業スケジュールにある作業手順等は効率的な提案となっているか A: 効率的な提案である B: 特段の問題はない C: 非効率な提案と思われる	5	3	1	
2. 調査実績	様式-3	医療分野における豊富な調査、研究等の実績があるか A: 豊富にある B: 多少ある C: ほとんどない	5	3	1	/10
医療分野における調査実績		上記以外の実績から、本調査業務の運営に貢献することが見込まれるか A: 大きく貢献する B: 貢献する C: ほとんど貢献しない	5	3	1	
3. 業務体制	様式-4	医療分野に関する専門知識、調査の経験のある担当者をそろえ、本調査業務の運営に貢献することが見込まれるか A: 大きく貢献する B: 貢献する C: ほとんど貢献しない	5	3	1	/15
業務に携わる担当者の資質		調査事業を遂行可能な人数の確保及び役割分担が明確にされているか A: 役割分担が明確である B: - C: 役割分担が不明確である	5	-	0	
実施体制・役割分担		調査検討委員会からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか A: 十分備わっている B: 備わっている C: ほとんど備わっていない	5	3	1	
4. 情報管理体制	様式-5	情報管理に対して、適切な体制が整えられているか A: 適切な体制が整えられている B: - C: 体制が整えられていない	5	-	0	/15
適切な体制の整備		組織として情報管理に関する効果的な取り組みがあるか A: 効果的な取り組みを行っている B: 取り組みを行っている C: 取り組みは行っているが効果的ではない	5	3	1	
組織としての情報管理に関する取り組み		ISO等公的認証機関から認定された資格があるか A: 資格がある B: - C: 資格がない	5	-	0	
5. 調査検討委員会に関する提案	様式-6	調査検討委員会に関して、本調査に有用な提案がなされているか A: 非常に有用な提案がなされている B: 有用な提案がなされている C: 提案がなされている	5	3	1	/5
6. 調査方法に関する提案	様式-7	調査方法に関して、本調査に有用な提案がなされているか A: 非常に有用な提案がなされている B: 有用な提案がなされている C: 提案がなされている	5	3	1	/10
救急医療等の充実・強化のための見直しの影響調査		調査方法に関して、本調査に有用な提案がなされているか A: 非常に有用な提案がなされている B: 有用な提案がなされている C: 提案がなされている	5	3	1	
7. 調査項目に関する提案	様式-8	調査項目に関して、本調査に有用な提案がなされているか A: 非常に有用な提案がなされている B: 有用な提案がなされている C: 提案がなされている	5	3	1	/10
救急医療等の充実・強化のための見直しの影響調査		調査項目に関して、本調査に有用な提案がなされているか A: 非常に有用な提案がなされている B: 有用な提案がなされている C: 提案がなされている	5	3	1	

評価項目	様式	評価基準	配点			評価点
			A	B	C	
8. 調査客体に関する提案	様式-9	調査客体に関して、本調査に有用な提案がなされているか A:非常に有用な提案がなされている B:有用な提案がなされている C:提案がなされている	5	3	1	/10
救急医療等の充実・強化のための見直しの影響調査		調査客体に関して、本調査に有用な提案がなされているか A:非常に有用な提案がなされている B:有用な提案がなされている C:提案がなされている	5	3	1	
9. 調査票の様式等に関する提案	様式-10	調査票の様式等に関して、本調査に有用な提案がなされているか A:非常に有用な提案がなされている B:有用な提案がなされている C:提案がなされている	5	3	1	/5
10. 回収調査票の精査	様式-11	回収調査票の精査に関して、本調査に有用な提案がなされているか A:非常に有用な提案がなされている B:有用な提案がなされている C:提案がなされている	5	3	1	/5
11. 照会への対応	様式-12	調査客体からの照会について、適切に対応できる体制が整えられているか A:適切な体制が整えられている B:- C:体制が整えられていない	5	-	0	/5
12. 有効回答率の向上	様式-13	有効回答率の向上について、有用な提案がなされているか A:非常に有用な提案がなされている B:有用な提案がなされている C:提案がなされている	5	3	1	/5
13. 調査結果の分析方法に関する提案	様式-14	調査結果の分析方法が本調査の趣旨を踏まえたものとなっているか A:十分踏まえている B:踏まえている C:ほとんど踏まえていない	5	3	1	/5
14. 報告書の作成に関する提案	様式-15	報告書の作成に関して、本調査に有用な提案がなされているか A:非常に有用な提案がなされている B:有用な提案がなされている C:提案がなされている	5	3	1	/5
15. 調査全体を通じての提案	様式-16	この他、本調査に有用な提案がなされているか A:非常に有用な提案がなされている B:有用な提案がなされている C:提案がなされている	5	3	1	/5

合計点数
/120

採点者(委員名)